

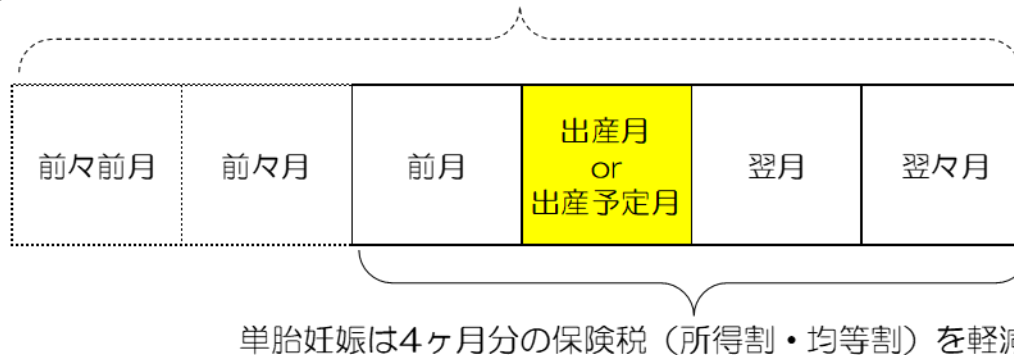
1 改正の趣旨

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う「整備政令」及び「整備省令」が令和5年7月20日付けで公布されたことを踏まえ、出産した国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の免除措置に関する事項等を追加するもの。

2 主な改正内容

- ①産前産後期間に係る国民健康保険税の「所得割額」及び「均等割額」の減額について新たに規定（第22条第3項）
※単胎妊娠の場合は4ヶ月相当分、多胎妊娠の場合は6ヶ月相当分を減額
- ②産前産後期間の減額に係る届出について新たに規定（第23条の3）
※減額に係る届出の提出がなくとも、職権で適用させることも可能。

3 免除措置の対象期間のイメージ 多胎妊娠は6ヶ月分の保険税（所得割・均等割）を軽減



4 近隣自治体の改正状況 ※均等割の額は自治体で異なるため、軽減額も異なる。

| 自治体 | 改正時期 | 改定内容 |
|-----|------------|------------|
| 桶川市 | 12月議会上程予定。 | 北本市と同様の改正。 |
| 上尾市 | 9月議会上程 | 北本市と同様の改正。 |
| 鴻巣市 | 12月議会上程予定。 | 北本市と同様の改正。 |

5 施行期日

施行日 令和6年1月1日